

資 料 提 供	
課 名	令和7年9月12日 人 事 課
担 当	丸石
直 通	(082) 513-2239
内 線	2 2 3 9

職 員 の 処 分 に つ い て

処 分 年 月 日		令和7年9月12日
被 処 分 者	氏 名	森 靖彦
	所 属	県立広島学園
	役 職	主任（エルダースタッフ）
	年 齢	62 歳
処 分 内 容		懲戒免職
処 分 理 由		令和7年6月9日、被害者が18歳未満と知りながら、普通乗用自動車内において、同人に対してわいせつ行為を行い、広島県青少年健全育成条例違反により逮捕・略式起訴され、罰金30万円の略式命令に処された。 このことは、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当する。

【地方公務員法第33条】

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【地方公務員法第29条第1項第1号から第3号】

（懲戒）

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合